

官報

○第四十回 衆議院会議録 第三十四号
号外 昭和三十七年四月十日

昭和三十七年四月十日(火曜日)

日程第一 石炭鉱業合理化臨時措

置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

講事日程 第三十一号

昭和三十七年四月十日

日程第二 鉱山保安法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

午後二時開議

午後二時十分開議

第一 原子力委員会設置法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第一 石炭鉱業合理化臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第三 鉱山保安法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

ばい煙の排出の規制等に関する法
律案(内閣提出)の趣旨説明

ばい煙の排出の規制等に関する法
律案(内閣提出)の趣旨説明及び
法律案(内閣提出)の越旨説明

質疑

日程第一 原子力委員会設置法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

出

昭和三十七年四月十日 衆議院会議録第三十四号 ばい煙の排出の規制等に関する法律案についての灘尾厚生大臣の趣旨説明

てはいるのであります。この問題は、急速に発展しつつあるわが国の産業活動と

して法令で指定することとしたので

あります。

らざる摩擦現象がありますが、健康に国民生活環境との間ににおける避くべか

として法令で指定することとしたので

あります。

して快適な生活環境を保全し、かつ、産業の発展を健全ならしめるよう両者は言を待たないのであります。政府と

いたしましては、この問題につきまして、数年来、種々調査研究を進めてき

たのであります。このたび、国として

ばい煙等の排出について何らかの規

制を加えることが必要であると考えま

して、ここに法律案を提出することと

した次第であります。

本法案の主要な内容は次の通りで

ります。

第一に、ばい煙の排出を規制する地

域といたしましては、工場、事業場が

集合することにより、ばい煙による大

気の汚染が著しい地域を指定地域とし

て政令で指令することとしたのであり

ます。

第二に、ばい煙の排出を規制する施

設といたしましては、工場、事業場に

設置される施設のうちから、ばい煙を

排出されるばい煙等による大気の汚染

が著しくなってきており、公衆衛生上放

置することを許さない事態に立ち至つ

ます。

第三に、ばい煙の排出を規制する基

準といたしましては、厚生大臣及び通

商産業大臣が、指定地域ごとに施設種

類別の排出基準を定めて、その順守を義務づけるとともに、都道府県知事に

多量に発生する施設をばい煙発生施設

として法令で指定することとしたので

あります。

第四に、規制の具体的な方法であり

ますが、指定地域内において新設し、

または改造するばい煙発生施設につい

て、事前届出制度を採用して一定期間

を限ってその計画の変更または廃止を命じ得ることとし、さらに、現に指定

地域内のばい煙発生施設から排出基準

に適合しないばい煙を排出している場

合においても、所要の改善を命じ得る

こととしたのであります。

第五に、以上のよろづや通常の状態に

おける規制のほか、ばい煙や特定有害

物質についての事故時の措置及びス

モッグの発生による緊急時の措置につ

きましては、大気汚染の防止の見地か

らする所要の規定を設けることといたしております。

第六に、大気の汚染による被害に関する紛争についてであります。この種の紛争は解決に迅速を要し、また判定に専門的知識を要するなど、本来裁判制度になじみがたい性格を有しております。

現状において必ずしも合理的な方法で解決を見ているとは言ひがたいものがあります。このような実情にかんがみまして、本法におきましては、大気汚染の防止のための規制とあわせて、都道府県知事による和解の仲介の制度を設け、紛争の処理を合理的な軌道に乗せようとはかったのであります。

以上をもってこの法律案の趣旨の説明を終わります。

ばい煙の排出の規制等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告がありますから、これを許します。中嶋英夫君。

[中嶋英夫君登壇]

第七に、大気汚染の防止について実効をあげるために、前述のような規制を行ないます反面、ばい煙処理施設の整備の促進について、所要の助成措置を講ずることが必要でございます。このため、ばい煙処理施設に対する固定資産税の免除及び中小企業設備近代化資金貸付制度の活用をはかることといった次第であります。なお、このほか、この法律の円滑な実施に資する

ため、ばい煙処理技術、大気汚染の人

の健康に及ぼす影響等につきまして、国が積極的に研究を推進し、その成果を普及することに努める所存であります。

市民のスープであると断言した事実があります。今にして思えば暴言ではなはだしいと言えるのですが、しかし、この言葉は通念化し、固定化して、都市市民の生活の上をどす黒くおおい続けて参ったのであります。すな

かし、今回ようやく大気汚染防止法が国会に提出されると聞き、過去は過去として、大いに期待をしておったのであります。ところが提出寸前において、法案の名称がばい煙の排出の規制等に関する法律と改義に変更されましたこと

であります。先年、神奈川県下の小規模な製鐵工場の公害状況を調査した際のことですが、工場内及びその周辺において有害ガスの検知の結果、工場内よりもむしろ近くの京浜第一国道の方がはるかに多量の有害ガスが存在し、しかも懸念度を大きく突破して、

案の内容について同様のことが言えるのであります。しかし、科学の発達は、今や収塵機、除塵装置など、ばい煙防除の諸施設の性能が高度化し、特に新しい電気収塵機はすやすほとりはもちろん、結核菌、大腸菌のようなバクテ

リアさえ除去できる段階まで進んで参りました。従つて、大気汚染防止の運動は世論の支持の中で漸次拡大し、地方公共団体においても公害防止条例を

たばい煙の排出の規制等に関する法律案について、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

因について、厚生大臣に答弁を求める

第二に、特定有害物質、すなわち、ガスの規制について不十分なことはまことに残念なのであります。いかなる理由から有害ガスの規制を将来に持つての対策をどのように考えておられるかを、通産大臣にお伺いいたします。

産業革命後、イギリスのある工業都市においてばい煙の被害が急激に増大し、住民の健康を著しく害し、これが社会問題となつた際のことであります。そこで、當時の為政者が、ばい煙は工業都市に多くの住民が悩まされておる実情

は、よく御存じのことと思いますが、自動車の排気ガスの問題とともに、その施策は急を要するものがあります。

第三に、自動車の排気ガスの問題であります。先年、神奈川県下の小規模な製鐵工場の公害状況を調査した際のことですが、工場内及びその周辺において有害ガスの検知の結果、工場内よりもむしろ近くの京浜第一国道の方方がはるかに多量の有害ガスが存在し、しかも懸念度を大きく突破して、

ス事業は別の法律によるとされておる

ようであります。が、最近建設される新鋭火力発電所は、いずれも近代的な取塵装置を採用し、それがばい煙防除の可能であるということを広く知らしめたという功績があります。しかし、旧式の発電機ボイラーが発生するばい煙はいまだに放置されておるばかりではなく、電気収塵機が設置されておるにもかかわらず、そのダストの処理を怠り、夜間のみ収塵機の運転を止め、大量のばい煙を放出するなどの傾向すらあるのであります。一方、ガス事業におけるコークス炉のばい塵の量ははなはだしいものがあり、この際両事業にと同様の規制を行なうべきと考えるのであります。この点、通産大臣のお考えをお伺いいたします。

りまして、ただ単に資料送付の協力などではなく、立ち入り検査権や報告の実施機関と認めるべきと考えますが、この点、厚生大臣、通産大臣にお伺いをいたします。これらの指定市の中には、すでに独自の公害防止条例を設定し、専門職員を配置しておるところがあるのであります。せつかく努力しておる地方公共団体の意欲を減退させてしまうのではないかと思ふのであります。

された大気に直接触れて、大なり小なり受害を受けておる國民は、数千万に上るのであります。数千万の國民のはゞに、呼吸器に、直接關係を持つ施策であります。だけに、政府はばい煙防除の施設、機器の設置については、相当思い切った援助をしなくてはならないと考えます。ばい煙地帯の子供たちと、そなたちの、小中学校の定期身体検査をもとにした罹病率を比較した統計によりますと、眼科疾患において約三倍、呼吸器疾患において約二倍に近い差があります。またばい煙、塵埃によるのであります。またばい煙、塵埃が、家庭の主婦の労働に及ぼす影響調査によれば、洗たく、掃除等、多発地域の主婦は他の地区の主婦に比して、一週間に六時間の労働を多く費をしておるのであります。また公害は、工場と住民、産業の发展と生活環境の保全という、相対立する要件の上に解決をはかるという通念がありますが、

現象も多く、電話交換機、電子機器に対する障害すら問題となつておるのであります。

従つて、政府は、事業場に構造変更や改善命令を出す場合は、並行して積極的に融資のあつせん、技術の指導が十分になされるだけの体制を確立しなければなりません。固定資産税の免除等の措置は考えておられるようであります。が、中小企業振興資金等助成法によると貸付金の償還期間を、一般より二年だけ延長し七年とする程度では、仮作つて魂入れずといふべきであります。また大規模な防除装置の場合には、期間について今後に問題が残されておるのであります。この点、大気汚染防止の問題を軽視しない立場から、大蔵大臣、通産大臣の所見と決意をはつきりとお聞きいたしたいと思いま

期するための財政措置並びに金融措置の強化及びばい煙等公害除去について、早期に対策を講ずることを表明されたのであります。が、今日水質保全、工場排水規制についての施策は何ら進展しておらないのであります。ばい煙についても三年有余を経て、ようやく提案されようでは、なお公害として残っておりますガス、振動、騒音などについての立法措置は、はたしていつの日に実現するものやら、はなはだたよりがないといわなければなりません。(拍手)この際、総理より、当面する大気汚染防止法の問題を積極的に解決せられる決意がおありかどうかをお伺いいたしたいのです。また、その他の公害についても、早期に立法と援助を推進されるかどうかについても、お考えをお聞きしたいのですが、総理不在のようでありますので、別の機会に答弁をお願いいたします。

るのでありますか、長年公害防止に力をして参りました関係市には政令に定された市が多く、これらの区域内は府県の保健所は存在しないのであ

国の援助が資金的にも技術的にも十分なものであるならば、その成果は見るべきものがあると思うのであります。汚染

業の高度化により、機械産業、精密工業、化学工業に見られるように、大企業そのものが産業の発達を阻害する

します。昭和三十三年、江戸川の本州製紙の汚濁水問題が発生した後、政府は水質保全、工場排水の二法案を国会に

昭和三十七年四月十日 衆議院会議録第三十四号

てやれる日の一日も早いことを念じつ
つ、私の質問を終ります。(拍手)

【國務大臣(佐藤榮作君登壇)】いろいろお尋ねがございましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君)

第一は、特定有害物質に対する規制
が不十分ではないかというお尋ねでござります。いわゆる特定有害物質と考
えられますものは、有害ガスを初め、いろいろ種類が多いのでござります。

これを一つの基準によりまして取り締
まるということは、現状におきましてはまだなかなか困難でございます。
しかし、公害といしましても、当然これについて対策を立てなければならな
いのでございますので、いずれさらには検討を加えて、そして結論を得たい
かように考えております。

第二は、自動車排ガスを本法の規制

の対象外とした理由、これをお尋ねでござります。技術的にもう可能では
ないか、こういふ御意見が出ておりま
したが、御承知のように、ただいまのところ、まだ技術的に十分ではござ
いません。また動いております自動車、
事は自治法によりまして知事の権限の

また定着しておりますばい煙、煙突、工場等とは、これはおのずから趣を異
にいたしております。今日の状況では、適当な規制方法がございませんが、技
術的な結論が出た上で、さらにこれに對しても対策を立てるべきだ、かなら
ざいます。

次は、電力、ガス関係について、こ
れを適用除外したことはどうも理解が
できない、こういう御意見でございま
すが、電力、ガス関係につきましては、
この基準は、排出基準につきましては
本法にもちろんよりますが、それぞれ
がより効果がある、かように実は考
えたので、今回の法案からは除外してお
るわけでございます。

単独法を持っておりますので、この單
独法による指導、規制ということの方
の助成の問題でござります。これは特
に今回無利子の融資あるいは免稅の処
置をとる、こういうことをいたして、
産業の問題ではございますが、同時に
大局部的見地に立って公害の防除に最善
を尽くすという考え方でござります。
(拍手)

【國務大臣(鷹尾弘吉君登壇)】

○國務大臣(鷹尾弘吉君)

お答えをい
たします。

大気汚染等のいわゆる公害問題につ
きましては、政府としましては、現在
専門家、関係者等の意見も徴しまし
て、その問題点、対策等についていろ
いろ検討いたしておるところでござ
います。しかしながら、必要があれば県知
事は自治法によりまして知事の権限の

一部を市町村へ委譲が可能でございま
す。そういうことで目的は達するかと
思います。

次は、指定地域の指定及び排出基準
の設定にあたっては、厳格にこれを行
なう必要があるということでおございま
すが、その通りでござります。十分こ
れに対しましてその適正な処置を講ず
るよう運用の面で考えて参りたいと
思います。

その次は、中小企業その他に対し
ての助成の問題でござります。これは特
に今回無利子の融資あるいは免稅の処
置をとる、こういうことをいたして、
産業の問題ではございますが、同時に
大局部的見地に立って公害の防除に最善
を尽くすという考え方でござります。

○國務大臣(水田三喜男君)

この法案と関係して資金の問題についての御質
問がございましたが、昭和三十七年度
の一般会計におきましては、中小企業

振興資金等助成法に基づく設備近代
化、工場等の集団化、共同施設の設置
等のために、国庫補助額を昨年の三十
億から本年度は約六割増の四十七億円
に大幅に増額しました。そのために、
国庫補助額と府県の負担金と回収金を
含めますと、中小企業の近代化の資金
原資は、昨年の七十七億円に対して本
年度は百二十億円と大幅に増加となっ
ておりますので、この資金は相当十分
に準備されていると思います。そのほ
かに、三十七年度の中小企業関係の財
政投融資の投入額は、昨年度の八百四
十億円に対して千百四十五億円と多
額に上っておりますので、一般会計と

則として都道府県知事に委任すること
にいたしました理由につきましては、
ただいま通産大臣がお答え申し上げま
した通りでございます。(拍手)

【國務大臣(水田三喜男君登壇)】

審議をお願いすることにいたした次第
であります。

の資金は、私は十分に準備されているのではないかと考えます。

その近代化資金の償還期限を延ばします。

てくれというお話をございましたが、

御承知のようにこれは無利子でござりますので、他の中小企業の金融機関とのつり合いから見て、この資金だけを

特に十年というように延長すること

は、私は適当ではないだろと考えております。

右
国会に提出する。

昭和三十七年二月十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

日程第一、原子力委員会設置法の一

附則

この法律は、公布の日から施行する。

部を改正する法律案を議題といたします。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

理由

原子力委員会の所掌事務に、放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関することを加える必要があります。これが、この法律案を提出する理由である。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

求めます。科学技術振興対策特別委員

本案は、去る三月二十三日本委員会

に付託され、同日三木国務大臣より提

出する理由である。

放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関することを加えることにより、放射能による障害の防止に遺憾なきを期そうとするものであります。

具体的対策の基本を決定することに對する対策の基本に関することをも所掌することを加え、関係行政機関が講じます。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。

本案を委員長報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

以上をもつて御報告といたします。

(拍手)

以上をもつて御報告といたします。

官報 (号外)

○議長(清瀬一郎君) 日程に入ります。

日程第一 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程に入ります。

第四条中「原子力利用に関する重要事項」を「第二条各号に掲げる事項」に改める。

昭和三十七年四月十日 総議院会議録第三十四号 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案 外一案

八二九

昭和三十七年二月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

第七条中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一
部を改正する法律

三十年法律第二百五十六号の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「その他石炭鉱業の整備に関する事項」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第三条第三項中「採掘権の基準」は、買取する採掘権の鉱区又は同項第四号の採掘権の鉱区」を「採掘権又は同項第四号の採掘権若しくは租鉱権の基準は、買取する採掘権の鉱区又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区」に改める。

十 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

十一 石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け

十二 石炭の運賃の延納に係る債務の保証

十三 石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び償還の方

十四 石炭の運賃の延納に係る債務の保証

十五 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

十六 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十七 前条第一項第十一号に規定する資金の貸付け及び償還の方

十八 前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法

十九 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十一 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十二 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十三 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十四 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十五 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十六 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十七 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十八 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十九 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

三十 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

三十一 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

た場合に生ずる利子の一部に相当する金額を前項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十六条の三第一項を次のように改める。

第二十六条の三第一項を次のように改める。

事業団は、次に掲げる保証基金を設け、第九条の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてそれぞれ当該各号に掲げる基金にあてるものとする。

一 整備資金保証業務に係る保証基金

二 運賃保証業務に係る保証基金

三 揭げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

四 第二十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

五 石炭鉱山整理促進交付金の交付の時期及び方法

六 採掘権若しくは鉱業施設の買付の時期及び方法

七 納付金の徴収の時期及び方法

八 事務費にあてるため、次条第一項の規定に掲げる保証基金を運用し

九 第二十六条の三第一項中「前項の保証基金は、保証業務に關し」といふ。(以下「運賃保証業務」といふ。)に係る経理

十 前条第一項第十号に規定する債務の保証の方法

十一 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十二 前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法

十三 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十四 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十五 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十六 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十七 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十八 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

十九 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十一 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十二 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十三 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十四 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十五 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十六 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十七 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十八 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

二十九 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

三十 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

三十一 前条第一項第十一号に規定する債務の保証の方法

第五十三条の二第三号中「第三十

六条の十三」の下に「、第三十六条の二十一」を加える。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の六第二項又は第

三項の規定に違反して、石炭を

掘採した者

二 第五十四条の規定による通商

産業大臣の許可を受けないで坑

口の開設の工事をし、又は坑口

を使用した者

附則第二条中「昭和四十三年三月

三十一日」を「昭和四十六年三月三十

一日」に改め、ただし書を削り、同

条の次に次の二条を加える。

第一条の二 事業團の業務のうち次

の各号に掲げるものは、それぞれ

当該各号に定める日までに廃止す

るものとする。

一 石炭の運賃の延納に係る債務

の保証 昭和三十九年三月三十

一日

二 採掘権又は鉱業施設の買取、交

換権者又は租鉱権者に対する

石炭鉱山整理促進交付金の交

付、石炭鉱業の整備に必要な資

金の借入れに係る債務の保証及

び石炭鉱業の整備に必要な資金

の貸付け 昭和四十年三月三十

一日

三 雇用促進事業團に対する交付

金の交付及び近代化資金の貸付

け 昭和四十二年三月三十一日

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して二月をこえない範囲内において

政令で定める日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業團(以下「事

業團」といふ。)が最初に作成する

改正後の第二十五条第一項第十一

号に規定する資金の貸付計画及び

証の計画については、改正後の第

二十七条第二項中「事業年度の毎

四半期開始前に」とあるのは、「石

炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律(昭和三十七年法律

第一号)の施行後遅滞なく」とす

る。

三 この法律の施行の際現に事業團

に対し採掘権の充渡しの申込みを

している採掘権者がこの法律の施

行後二月以内にその採掘権に係る

改正後の第三十五条の交付金の交

付の申請をしたときは、当該採掘

権については、改正後の第三十五

条第一号中「交付金の交付の申請

の日」とあるのは「採掘権の充渡し

の申込みの日」と読み替えて、同

号の規定を適用する。

4 前項に規定する場合において、

当該採掘権者が同項の交付金の交

付を受けることとなつたときは、

当該採掘権の鉱区における石炭の

採掘及びこれに附屬する選炭その

他の業務に従事していた鉱山労働

者のために支出する費用(以下「

運賃」といふ。)を支拂つたものとす

ることにより日本国有鉄道に對して支

5 事業團がこの法律の施行前に第

三十六条の十三の規定により締結

した保証契約に基づいて当該債務

者に代わって弁済すべき金額につ

いては、改正後の第三十六条の十

七の規定にかかわらず、なお從前

の例による。

6 事業團は、採掘権者若しくは租

鉱権者又は石炭の販売業者が日本

国有鉄道から昭和三十七年一月一

日からこの法律の施行日の前日

までに石炭の運賃(連絡運輸(直通

運輸を含む。)を行なう場合の運賃

を含む。)を行なう場合の運賃

を含む。)以下同じ。)の延納の取扱

いを受けることにより日本国有鉄

道に対して負担する債務(元本に

限る。)についても、改正後の第三

十六条の二十二第一項の規定によ

る保証を行なうことができる。

7 事業團は、通商産業省令で定め

るところにより、採掘権者若しく

より日本国有鉄道に對して負担す

る債務(元本に限り、かつ、事業

團が保証したものを除く。)のうち

弁済が行なわれなかつたものがあ

るときは、その弁済が行なわれな

かつた金額に相当する金額を日本

国有鉄道に對して支払うものとす

る。

8 事業團は、前項の規定による支

払の業務及びこれに附帯する業務

に係る経理については、改正後の

第二十六条の二第一項の規定にか

かわらず、同項第四号に掲げる經

理に係る特別の勘定において整理

しなければならない。

理由

石炭鉱業の合理化を促進するた

め、石炭鉱業合理化事業團に、石

炭鉱業を廃止する者に対する石炭

鉱山整理促進交付金の交付、石炭

鉱業に対する整備資金の貸付け及

び石炭の運賃の延納に係る債務の保

証を行なわせるとともに、石炭鉱業

に対する近代化資金の貸付け及び

備資金の借入れに係る債務の保証に

関する制度を拡充する等の必要があ

理由

最近における鉱山の保安の状況にかかるが、鉱山における鉱業権者の使用者以外の者の従事する作業に関する規制、罰則の整備等鉱山の保安を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長有田喜一君。

[報告書は本号末尾に掲載]

〔有田喜一君登壇〕
○有田喜一君 ただいま議題となりました石炭業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一件につき、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。造成为つては、近代化資金、開銀資金等を増額し、石炭業の合理化を一層強力に推進すること等を目的として提出されたもので、そのおもなる内容は、

エネルギー消費革命の進行に伴い、石炭業はその経済性を高めるため、昭和三十八年度までに千二百円のコス

ト・ダウンを目指し、スタップ・アンド・ビルト政策を中心とする石炭業の合理化計画が着々として進行しているのであります。しかし、最近主たる規制、罰則の整備等鉱山の保安を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

設し、合理化事業團にその業務を行なわせることとしたことがあります。

證率を引き上げることなどが規定されております。

はもとより、鉱山保安法とくらはらの関係にある鉱業法の全面的改正についても鉱業法改正審議会等において慎重な検討が続けられていますが、本案は、中央保安協議会の中間答申に基づき、とりあえず当面せる諸点について

の新方式は、採掘権者等が鉱業を廃止して、権利を放棄して買い上げの申請を行なったものに対し交付金を交付す

り提案理由の説明を聴取し、自來十数回にわたり慎重に質疑を重ね、特に、

本案の重要性にかかるが、参考人を招いてその意見を聴取するなど、審査を行なったものに對し、そのおもなる

制度であり、從来、とかく鉱害の処理及び労務者賃金の支払い等の取り扱いを買上げ事務の渉縁を来たしてい

たことが、この新方式によつて解消されることがあります。

第二は、鉱業企業に対し事業團が鉱業の強化推進する必要があるのであ

ります。

本案は、かかる状況に対処して、昭和三十七年度より三ヵ年計画で新たに

六百二十万トンの追加整備を行なうこととし、これが円滑な遂行を期するた

め、石炭業合理化事業團の行なう業

務を拡大するとともに、高能率炭鉱の

運賃の値上がり分の半額について

第三は、石炭運賃延納債務の保証に

付を行なう制度を新設したことであ

ります。

ることとし、さらに、これに従わない鉱業権者については、鉱業権等を取り消すことができるなどが規定されております。

本案は、去る三月九日当委員会に付託され、同十三日森通産業政務次官より提案理由の説明を聽取し、自來慎重な審査を重ね、三月二十九日質疑を終了、昨年四月九日、採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

次に、日程第三、すなわち、鉱山保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

一、去る六日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員は自然消滅になつた旨の通知を受領した。

（政府委員自然消滅通知受領）

（特別委員辞任）

（議案提出）

（法律公布要上及び通知）

（議案付託）

漁業基本法案（角屋堅次郎君外十一
名提出、衆法第三六号）

農林水産委員会 付託

（条約送付）

一、去る六日参議院に送付した条約は
日本国に対する戦後の經濟援助の処
理に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の締結について承認を
求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国と
タイとの間の協定のある規定に代わ
る協定の締結について承認を求める
の件

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

（議案通知）
一、去る六日、参議院送付の次の内閣
提出案を可決した旨参議院に通知し
た。

漁業基本法案（角屋堅次郎君外十一
名提出）

院議員提出案を参議院に送付した。

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。

昭和三十七年四月六日

科学技術振興対策特別委員長 前田正男

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

原子力委員会設置法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議

放射能水準の調査分析及び障害防
止の研究を行なつてきなが、今回
る法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法
律案

国民年金法の一部を改正する法律
案

畜産物の価格安定等に関する法律の
一部を改正する法律案

一、去る七日、予備審査のため次の本
院議員提出案を参議院に送付した。

二、議案の可決理由

原子力委員会が、関係行政機関
の講する具体的対策の基本を決定
することによつて、放射能による

障害の防止に遺憾なきを期すること
とは、適切な措置と認め、本案は、
可決すべきものと議決した次第で
ある。

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

質屋營業法及び古物營業法の一部を
改正する法律案

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

更にその機能を活用し、放射能対
策の中心的役割を果たすため、そ
の所掌事項に「放射性降下物によ
る障害の防止に関する対策の基本
に関すること」を加えようとする
ものである。

一、放射能対策は、終局的には米
英・ソ等の核実験を停止せしめ、
更に他の国が核実験を行なうこと
を防止することにあるをもつて、
原子力委員会も進んで適切な方針
を樹立し、その措置につき遺憾な
きを期すべきである。

（議案送付）
一、去る六日参議院に送付した内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

政府は、放射能対策を実施するに
あたり、左の各項の実施を要望す
る。

（議案の要旨及び目的）
一、石炭鉱業合理化臨時措置法（内閣提出）
に関する報告書

一、放射能対策は、終局的には米
英・ソ等の核実験を停止せしめ、
更に他の国が核実験を行なうこと
を防止することにあるをもつて、
原子力委員会も進んで適切な方針
を樹立し、その措置につき遺憾な
きを期すべきである。

（議案の要旨及び目的）
一、石炭鉱業合理化臨時措置法（内閣提出）
に関する報告書

内容は次の通りである。

1 石炭鉱業合理化事業団の業務の拡大

イ 石炭鉱山整理促進交付金制度を新設し、従来までの買上方式に加え昭和三十七年度より三年計画で六百二十万トンの追加整備を行なう。新方式が従来までの買上方式と異なる点は、採掘権者又は租鉱権者が鉱業を廃止し権利の抹消登録を受けて買上げを申請するものに対し、合理化事業団は、廃止補償として一定の基準により交付金を交付する。

官報(号外)

なお、合理化事業団は交付金の一部を留保して、貯金債務及び鉱害賠償債務を廃止鉱業権者に代わって優先弁済する。

ロ 石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付制度を新設し、合理化事業団が、採掘権者又は租鉱権者に対し、その事業の整備に必要な資金で資金債務及び鉱害賠償の弁済に必要な長期運転資金の貸付けをすることがある。

要な資金の借入れに係る債務

石炭対策特 別委員長 有田 喜一
衆議院議長清瀬一郎殿

2 鉱山における鉱業権者の使用

保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金貸付は、昭和四十年三月三十一日まで

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

人以外の者の従事する作業について、省令の定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届出をする等の規定を設けたこと。

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

付金の交付及び近代化資金の

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

二 履用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

三 本法の可決理由

本案は、石炭鉱業の合理化をより強力に促進するための措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に、石炭鉱業特別対策費として、五十二億五千六百十八万七千円が計上されている。

四 本法の有効期間の延長

イ 本法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日までとする。

ロ 石炭運賃延納に係る債務保証は、昭和三十九年三月三十日まで

ハ 採掘権又は鉱業施設の買取、石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必

要な資金の借入れに係る債務保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金貸付は、昭和四十年三月三十一日まで

2 鉱山における鉱業権者の使用について、省令の定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届出をする等の規定を設けたこと。

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

付金の交付及び近代化資金の

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

二 履用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

三 本法の可決理由

本案は、石炭鉱業の合理化をより強力に促進するための措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に、石炭鉱業特別対策費として、五十二億五千六百十八万七千円が計上されている。

四 本法の有効期間の延長

イ 本法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日までとする。

ロ 石炭運賃延納に係る債務保証は、昭和三十九年三月三十日まで

ハ 採掘権又は鉱業施設の買取、石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必

要な資金の借入れに係る債務保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金貸付は、昭和四十年三月三十一日まで

2 鉱山における鉱業権者の使用について、省令の定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届出をする等の規定を設けたこと。

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

付金の交付及び近代化資金の

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

二 履用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の

貸付けは、昭和四十三年三月三十日まで

三 本法の可決理由

本案は、かかる事態に対処し、中央鉱山保安協議会の中間答申に基づき当面せる次の諸点につき改正しようとするもので、主な内容は次の通りである。

1 鉱業権者は、当該鉱山に設置されている保安委員会に対し、省令の定めるところにより、通商産業大臣等の処分があつたときは、その処分の内容を通知しなければならないこと。

5 罰則を強化したこと。

なお、鉱業法を改正して、通商産業局長は、前記の命令に従わない鉱業権者の鉱業権又は租鉱権を取り消すことができる」としたこと等である。

二 議案の可決理由

本案は、鉱山の保安対策をより一層強化することにより鉱山保安を確保する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと認決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月九日

石炭対策特別委員長 有田 喜一
衆議院議長 清瀬一郎殿

昭和二十七年四月十日 衆議院会議録第三十四号

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認印

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段御三一七、
郵便番號一五